

鳥取県告示第 713 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字埴師字ノミ谷山1148の1、1149の1、1149の4から1149の39まで、字大サコ山1151の1、1151の2、字大途奥1152の1、1152の2、字シタク谷山1252の1から1252の31まで、1253の1から1253の3まで、字カ子ツキ谷山1254の4から1254の12まで、1254の20、1254の64、字清水ヶ平1255の5、字ヲコフ谷1259の5から1259の13まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）